

輸出者誓約書及び需要者誓約書における誓約事項の遵守について（お知らせ）

平成21年11月20日

貿易経済協力局

安全保障貿易審査課

我が国は、国際的な合意の下、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下、「外為法」という。）に基づき、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供について適正な輸出管理を実施しており、輸出許可申請及び役務取引許可申請にあたっては、用途を民生用途に限ることとし、再移転、再販売又は再輸出の際に、需要者は輸出者の、輸出者は経済産業大臣の事前同意を得る等を内容とする誓約書の提出を求め、輸出者及び需要者には誓約事項を遵守していただいています。

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、需要者が需要者誓約書の内容を遵守するように周知徹底すること及び需要者誓約書の遵守状況について問題を把握した場合は可及的速やかに経済産業省に報告することが必要であり、輸出された貨物等の据付状況や使用状況などを適切に把握しておくことが望ましいです。

なお、上記を確実に実施するための情報提供として、誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者等に対し、誓約書の遵守状況について、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

以 上